厚生労働省医政局長研究開発振興課

「臨床研究法の施行に伴う政省令の制定について」等 の送付について

平素より厚生労働行政につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

当課所管の臨床研究法については、昨年4月に公布され、今般、「臨床研究法 第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令」及び「臨床 研究法施行規則」がそれぞれ公布され、法と併せて、本年4月1日から施行す ることとされたところです。

これらの趣旨、内容等につきまして、以下の通知を送付させて頂きます。

- ・平成30年2月28日厚生労働省医政局長通知 「臨床研究法の施行に伴う政省令の制定について」
- ・平成30年2月28日厚生労働省医政局経済課長・研究開発振興課長通知 「臨床研究法施行規則の施行等について」

なお、上記「臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令」及び「臨床研究法施行規則」につきましては、今回お送りする通知も含めて、下記 URL のホームページにまとめて掲載しておりますので、こちらをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.htmll

(照会先)

厚生労働省医政局研究開発振興課

臨床研究管理係長 黒川

TEL: 03-5253-1111 内線 4164

FAX: 03-3503-0595